

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成27年7月27日（月）10:58～11:15

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

奥山 知雄 山形県舟形町長

矢作 めぐみ 山形県舟形町税務福祉課長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 都市部高齢者受入事業

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きましての御提案でございます。

山形県舟形町から、本日、わざわざ奥山舟形町長にもおいでいただいております。

御提案の中身が、都市部高齢者の受け入れ事業の規制緩和ということでございます。10分程度で御説明いただきまして、その後、意見交換とさせていただきますが、資料の中身、議事内容は公開の扱いでよろしゅうございますでしょうか。

○奥山町長 はい。

○藤原次長 それでは、そういった形でお願いできればと思います。

八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○奥山町長 山形県の舟形町長の奥山です。よろしくお願ひします。

右のほうは矢作税務福祉課長です。よろしくお願ひいたします。

○矢作課長 よろしくお願ひいたします。

○奥山町長 私の提案ですけれども、提案名は都市部の高齢者の受け入れ事業というタイトルです。これは今、ちょうど地方創生事業もあるものですから、これまでの提案と名称も若干変わっています。この事業を進めたのはちょうど平成22年からですから、地方創生事業が始まる前から取り組んだということで、22年から足かけ今6年目になりますけれども、特区の申請もこれまで4回しております。いずれも却下です。ですから、今、構造改革特区と国家戦略特区と2つでお願いしていることになります。

そもそも考え方としましては、5年前に人口減少が大きく予想されたものですから、何とかならないかと。当時、ちょうど4つの小学校が1つになるという統合計画から廃校となる施設もあることから、その廃校を利用して福祉施設を誘致しようかなということで、実際に企業を誘致してもなかなか見込めないということもあり、私、福祉産業に目を向け重点的に取り組んでおります。正直言って100名の施設があれば80名の雇用も生まれるということで、これに着目したということあります。

提案に当たっては、廃校になった福祉施設を無償で貸与するということと、現在80床でお願いしております。そのうち地方の方が入られるものが50床、そして都市部の方が入られるのが30床ということで取り組んでおりますけれども、正直言いまして50床につきましては、山形県の方々が入れる特養を28年度実施したいということで、社会福祉法人の方と連携して、これは大体着工計画が進められており、実現されるものと思っています。

そんなことで、都市部の高齢者受入については、3つの法律の網がありましてなかなかできないということがこれまでの経過の中あります。厚労省関係でも私自身も10回ほど行きましたが、要は都市部だけの専用ではダメですよと。地方の方も入れるような混合型の特養での運用でいいのではないかということまで厚労省から理解をいただいております。ただ、運用というのはなかなか難しいということで、是非、これは特区としてお願いしたいということで皆さんに特区の提案をしているわけであります。

この3つの網というものが提案書⑧の老人福祉法第15条、2番目の指定介護老人、人員、設備、運営に関する第4条の2。それから、介護保険事業にかかわる云々と、この3つの法的な網があるわけであります。

ただ、これを右側のほうで、私は法律を改正するという考えはなかなか難しいというものがあるものですから、実施内容の一番最後に、舟形ふるさと特養実証モデル事業をやりたいということなのです。ですから、社会福祉法人の皆さんともお話ししている中で、考えておりますのは、舟形のメリットという面から言いますと、都市部で実際に私は22区役

所回ってまいりました。 今、厚労省は地域包括ケアということで地元での包括システムの実現をめざしています。しかし、都市部の介護現場で言いますと、これは後で資料を見ればお分かりいただけますけれども、正直言って待機者の数は多いのです。でも、私は無償で土地をやるというスタンスでありますので、地方に来れば土地代も要らないし、あとでは運営も社会福祉法人でやりますし、私が考えているのは、行政と民間がお互いに力をあわせてやれないということも1つあります。

そこで、都市部の方を入れる場合については不特定多数というわけにはいきませんので、1つは、こここの提案の中にもありますけれども、身寄りのない方とか、あるいは経管栄養の方とか、胃瘻の方とか、ALSの医療行為の必要な方、いわゆる都市部の方でも最重度といいますか、特養入所に困難なそういう方々を対象にした30床を是非お願ひしたい。

今年度旧小学校を解体して、来年度50床をつくりますけれども、その後のいわゆる30床分の増築のスペースも、この資料のほうにありますが、確保しております。ですから、私は究極的には本当は100名ぐらいの都市部の高齢者を受け入れたいということです。けれども、先ほど言ったとおりに、都市部だけは全部専用では困るというような法律もあるものですから、地方の方も入れる、都市部の方も入れる、いわゆる混合型。これは去年、石破大臣さんとも確認をしております。厚労省関係の方も運用の中では良いでしょうということですけれども、運用というものはあくまでも運用です。特区として認定してもらえれば、待っている待機者の方にも良いことかということです。

色々申し上げたいことがありますけれども、時間の関係でこれまでにしたいと思います。質問でお答えします。

以上、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問をお願いします。

どうぞ。

○鈴木委員 大変もっともな御提案で、都市部の高齢者の移住促進とかと言っているのに都道府県の老人福祉計画が結構邪魔していると私も盲点だったので、大変重要な御提案だと思います。

運用までは何となく許している、運用でというところまでは少し厚労省のほうも柔軟になっているということなのですけれども、特区でという場合に、具体的に何をしたらしいかということなのです。例えば運用でと言っているのだけれども、保障されていないということだと、逆提案として、これだけ東京都を回られているということなので、東京都のほうの老人福祉計画の増床分というか、それをこちらにくれとか、そういうバーターできるような制度をつくると、要するに山形県の部分だけだと増床できないのだけれども、都市部は実際には計画よりもはるかに下回るような特養の数しかつくれていないので、そういう意味で、東京でつくれない分の定員分を山形のほうに移管するとかというような制度をつくるような制度づくりというか、法令づくりみたいなことをすると、おっしゃってい

ることが実現するような感じがしたのですけれども、それはどうでしょうか。

○奥山町長 ただ、この法律を改定しますのはなかなか難しいと思う。厚労省さんも法律を変えれば全国のエリアとなるわけですからね。そして、国の方針そのものは地域包括ケアなのですから。でも、私は22区を回って、果たして地域包括ができるのかどうかとの感想を持ちました。実際にケアマネさんと会い、伺ってみると、なかなか分かりましたというわけにはいかないものですから、特色あるもの、医療行為のあるものとか、ALSとか経管栄養とか、いわゆる最重度の方を対象とすれば特区としていいのかということなのです。

ですから、これは22区回ったときも、東京都の担当部長さんから区役所に電話してもらって、私が行くということで依頼をしました。ただ、正直言って東京都は地域包括ケア重視で、都市部から地方入所ということには、なかなかはいと言わないと思う。ですが、その辺をやらないと、今、国が進めている地方創生事業、これはうまくいかないと思います。ですから、私は冒頭で言ったとおりに、法は改正しなくてもいいですから、モデル事業としてやらせていただきたい。もしも特区として認められれば、そういうスタンスでチラシなり、あるいは広報で入所募集ができると思います。特に私のほうで30年来おつき合いしているところが世田谷です。40年が港区です。こういった区と、そういうALSなど困難事例の入所というものを受け入れできればスムーズにいくのかなと考えています。私は全区を対象としたものですから、厚労省ではなかなかはいと言わないのです。今、杉並さんと南伊豆で新たな取り組みがこれから始まります。ですから、私共も厚労省にプレゼンしたことが2回あります。きょうで3回目ですが、これは特区でやらないとできないと思いますので何卒お願ひいたします。

○八田座長 1つは、都道府県老人福祉計画を出すときには、市町村がもとの計画をつくり、それを県に出しますね。その段階で市町村がかなり多目の計画を出しても、県が削る場合あるということですか。

○奥山町長 そうです。

○八田座長 県が削る理由は、全体が制限されているということではなくて、今の規則に都会から入れるというようなことは考えていないから、舟形町のことだけを考えるとそんなにはふやせないということなのでしょうか。

○奥山町長 その問題もあるだろうけれども、ただ、私はもう6年目ですから、ずっと何回も厚労省も行きましたし、厚労省では山形県の職員と一緒にヒアリングをした経過もあります。ですから、厚労省のスタンスとしては、運用上であれば良いですよということであるものだから、県の了解も得ないとうまくないということで、県と私で一緒にお話をさせていただきました。県では、今、高齢者を県で受け入れるという施策も掲げております。取組みがそこまで来ました。特区としてもらえば県も動きやすいというスタンスなのです。

○八田座長 ということは、県がふやすことには、国からの縛りはないですね。基本的には市町村が要望して、それを普通だったら理由がちゃんとあれば県がそれを認めて全体の計画ができる。そこには国によって総数が割り当てられている病床規制みたいなものは

ないわけですね。

○奥山町長 ないです。

○八田座長 わかりました。それが 1 点。

望んでおられることは、住居地特例を活用してということですか。

○奥山町長 そうです。

○八田座長 そうすると、住居地特例を活用して介護施設をつくることを明文化してもらいたいということですね。

○奥山町長 はい。

○八田座長 介護だけでなく医療の負担が最終的にあることも、県がしぶってきた原因ですね。わかりました。どうもありがとうございます。

○奥山町長 そうでしょうね。それはあります。

○八田座長 介護よりは医療の負担が最終的にありますよと。わかりました。どうもありがとうございます。

○鈴木委員 済みません、その関連で。

病床規制みたいな厳密な縛りみたいなものはないですけれども、でも、一応老人福祉計画というのは老人の数とかで縛られているのではないか。つまり、勝手に県が幾らでもふやせるというものではないのではなかつたと思うのです。

○矢作課長 今回、第六次介護保険計画を山形県、あとは舟形町ということで市町村でもつくりました。そういうことから町で事業費を見込んだものを県が相対的に山形県の事業費という形の人数把握、介護需要見込をしております。今回の舟形町で挙げている計画については、特区の分ということにはまだ至っていない内容となります。

○鈴木委員 見込んでいないのですね。それは今の話だと、県のほうも好意的に考えているので、舟形町の計画をもう少し上増しして県の計画のほうに入れるということは可能だという話に今なってしまっているのですけれども、そうすると、この御提案の部分がわざわざ特区にしないでもいいという話になってきてしまうので、そこをもう少し確認したいのです。そこはネックになるのですか、ならないのですか。

○矢作課長 今回の提案の一番最後のほうで、⑨にありますけれども、こちらに 3 つの規制ということで法関係の制度があります。それを緩和させていただきたいということの 1 つが、老人保健福祉計画ということになります。介護保険計画が既にできているので、やはりこれから調整するにはまた 3 年後となります。ですから、計画を踏まえてということなのですけれども、それを前提にしない形で施設を準備するので、それに伴う特区を通していただければ、都市部からの受入分その人数をさらに調整したいと考えております。

○八田座長 では、特区では普通の計画に付加的な修正を加えられるようしてもらいたいと。

○矢作課長 はい。

○八田座長 わかりました。それでは、よろしいですか。どうもありがとうございます。